2014年 輸出統計品目表新旧対照表

新(2014年)						旧(2013年)						
統計品目番号		N A			位	6±31 F		N A		単	位	
		CCS用	品 名	I	П		統計品目 番 号		品 名	I	П	
29.29 2929.10			その他の窒素官能基を有する化合物 ーイソシアナート			29.29 2929.10			その他の窒素官能基を有する化合物 ーイソシアナート			
	100	0	トルエンジイソシアナート(ト リレンジイソシアナート)		KG		100	0	<u>トリレンジイソシアナート</u>		KG	
	200		ナート		KG		200	2	ジフェニルメタンジイソシア ナート		KG	
2929.90	900	2	その他のもの (省 略)		KG	2929.90		2	その他のもの (同 左)		KG	
38.24			鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業(類似の工業を含む。) において生産される化学品及 び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するもの を除く。)			38.24			鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業(類似の工業を含む。) において生産される化学品及 び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するもの を除く。)			
3824.10 3824.83			(省 略)			3824.10 3824.83			(同 左)			
3824.90		6	ーその他のもの ーー小売用の容器入りにした修正 液	NO	KG	3824.90		6	ーその他のもの ーー小売用の容器入りにした修正 液	NO	KG	
			11.0				<u>200</u>	1		NO	<u>KG</u>	
	900	1	その他のもの		KG		900	1	その他のもの		KG	
38.25			化学工業 (類似の工業を含む。) に おいて生ずる残留物 (他の項に該当 するものを除く。)、都市廃棄物、下 水汚泥及びこの類の注6のその他の 廃棄物			38.25			化学工業(類似の工業を含む。) に おいて生ずる残留物(他の項に該当 するものを除く。)、都市廃棄物、下 水汚泥及びこの類の注6のその他の 廃棄物			
3825.10			-都市廃棄物 第16部の物品 (家庭用のものに 限る。) の都市廃棄物			3825.10		0	一都市廃棄物一第16部の物品(家庭用のものに限る。)の都市廃棄物一一第84.71項の機械のもの	NO	W.C.	
	130	2 6	第8517.12号の機器のもの 第85.28項の機器のもの その他のもの その他のもの	NO NO	KG KG KG KG		120 130 190	6 2 6		NO NO NO	KG KG KG KG	
72.09			鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。) 一冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)			72.09			鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。) 一冷間圧延をしたもの(更に加工したものを除く。)			
7209.15			(省 略) 厚さが0.5ミリメートル未満の もの			7209.15			(同 左) 厚さが0.5ミリメートル未満の もの			

			新(2014年)						旧(2013年)		
		N A		単位		4431.0.0		N		単 位	
統計品目番 号		A C C S 用	品 名	Ι	П	統計品番	目 号	A C C S 用	品 名	I	П
0	10	1	発生品		KG		010	1	· · · · ·		KG
09	91	5	その他のもの高張力鋼板(引張り強さが 340メガパスカル以上のも のに限るものとし、ブリキ 原板を除く。)		KG		091	5	その他のもの 高張力鋼板 (引張り強さが 340メガパスカル以上のも のに限る。)		KG
-	92 99	6 6	ブリキ原板 その他のもの		KG KG	7209.25			ブリキ原板 その他のもの		KG KG
7209.90			(省 略)			7209.90			(同 左)		
73.07 7307.11			鉄鋼製の管用継手(例えば、カップ リング、エルボー及びスリーブ)			73.07 7307.11			鉄鋼製の管用継手(例えば、カップ リング、エルボー及びスリーブ)		
7307.29			(省 略) ーその他のもの			7307.29			(同 左) 一その他のもの		
7307.91 00	000	2	<u> </u>		KG	7307.91	100 900		<u>フランジ</u> <u>合金鋼のもの</u> <u>その他のもの</u>		KG KG
7307.92 7307.99			(省 略)			7307.92 7307.99			(同 左)		
84.70			計算機並びにデータを記録し、再生 し、及び表示するポケットサイズの 機械(計算機能を有するものに限 る。)並びに会計機、郵便料金計機、 切符発行機その他これらに類する計 算機構を有する機械並びに金銭登 録機			84.70			計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械(計算機能を有するものに限る。)並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機		
8470.10			(省 略)			8470.10			(同 左)		
8470.50 00	000	6	<u>一金銭登録機</u>		NO	8470.50	100 900		─金銭登録機──単能式のもの──その他のもの		NO NO
8470.90			(省 略)			8470.90			(同 左)		
85.18			マイクロホン及びそのスタンド、拡 声器 (エンクロージャーに取り付け てあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン (マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			85.18			マイクロホン及びそのスタンド、拡声器 (エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。)、ヘッドホン及びイヤホン (マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置		
8518.10 8518.21 0	000	2	(省 略) -拡声器 (エンクロージャーに取り 付けてあるかないかを問わない。) - 単一型拡声器 (エンクロー		NO	8518.10 8518.21			(同 左) -拡声器 (エンクロージャーに取り 付けてあるかないかを問わない。) - 単一型拡声器 (エンクロー		
			ジャーに取り付けたものに限 <u>る。)</u>						ジャーに取り付けたものに限 る。)		

	新(2014年)	旧(2013年)								
	N	.,	単	位		1	N		単	位
統計品目 番 号	ACCS用	品 名	I	П	統計品目 番 号	()	A C C S 用	品 名	I	П
8518.22		(省略)			8518.22 8518.90	_	4 6	<u>自動車用のもの</u> <u>その他のもの</u> (同 左)	NO	NO KG
85.27 8527.12		ラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。) ーラジオ放送用受信機(外部電源によらずに作動するものに限る。) (省 略)			85.27 8527.12			ラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。) ーラジオ放送用受信機(外部電源によらずに作動するものに限る。) (同 左)		
8527.13 8527.19 000 8527.21 8527.99	0	<u>その他のもの</u> (省 略)		NO		<u>o</u> :		その他のものFMチューナーを内蔵するものその他のもの(同 左)		<u>NO</u>
90.06 9006.10 0006.40 9006.51 0006.52	2	写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。) (省 略) -その他の写真機 (省 略)その他のもの(幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)		NO	90.06 9006.10 2 9006.40 9006.51 2 9006.52 9006.53	<u>0</u>		写真機 (映画用撮影機を除く。) 並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。)		<u>NO</u>
9006.59		(省略)			9006.59			(同 左)		